

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

NO	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和3～5年度)	事業の成果 (令和3年度)	今後の課題・方向性	所管部局		関連事業 (決算事業別概要ページ)
						部局名	課名	
1		子どもの居場所づくり推進事業費	新たにこども食堂に取組む民間団体等の立ち上げ・運営に要する費用に対して助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>立上支援 0団体(0食堂)</li> <li>運営補助 15団体(17食堂) 6,708千円(補助率10/10)</li> <li>補助未利用 2団体(2食堂)</li> </ul>	地域食堂(こども食堂)の開設においては、今後も各中学校区に1か所以上開設されるように推進していく。未開設地域においては、地域の団体等と連携を深める必要がある。	人権政策局	人権推進課(中央人権福祉センター)	57 上段
2		地域食堂ネットワーク運営補助金	「地域食堂ネットワーク」の取組を支援し、こども食堂を核として子どもを含む多様な人が利用・参加する「地域の居場所」づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域食堂ネットワーク運営補助</li> <li>事務局に機能強化のための人員配置</li> <li>地域食堂に食材等の提供</li> <li>支援団体の拡大 37団体(年度末)</li> </ul>	地域食堂ネットワークの運営については、「麒麟のまち」圏域の地域食堂も支援、サポート体制が図れるよう支援を継続する。	人権政策局	人権推進課(中央人権福祉センター)	56 下段
3		男女共同参画かがやき企業認定事業費	男女共同参画や女性の活躍推進に理解と意欲があり、働きやすい職場環境づくりなど、進んだ取組を行っている市内の企業を「鳥取市男女共同参画かがやき企業」に認定し、広く市報やホームページ等でPRする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取市男女共同参画かがやき企業認定新規: 8社認定</li> <li>更新: 10社認定</li> <li>計44社(令和3年度末)</li> <li>これらの企業に対し市報、市ホームページ、機関紙等を利用した、認定企業の紹介や「かがやき企業認定制度」についての広報を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正育児・介護休業法が施行され、企業の努力が今後一層求められている。</li> <li>引き続き、働く場における女性活躍を推進するとともに、男性の家事・育児の参加を促すため、企業への意識改革や働き方の見直しなど、企業に対する啓発を推進する必要がある。</li> </ul>	人権政策局	男女共同参画課	58 上段
4		若者定住促進事業費	男女の出会いから成婚までをサポートする「麒麟のまち婚活サポートセンター」を運営し、結婚による若者定住の促進と人口増加を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>趣味・趣向に応じた婚活イベントの開催 51回</li> <li>会員のスキルアップのための各種セミナー開催 10回</li> <li>出会いから結婚までのサポート</li> <li>婚活イベントを企画・運営する団体への協力 4回</li> <li>成婚報告数7組(累計36組)</li> </ul>	ここ数年、登録会員数と成婚報告数が伸び悩んでいる状況にあるため、麒麟のまち圏域の各市町で連携を図りながら、イベント内容の見直しやSNS等を活用した情報発信に取り組みるとともに、カップル成立後のフォローアップに重点的に取り組む。	企画推進部	政策企画課	67 下段
5		小児特別医療助成費	小児(18歳までに達する年度末まで)の入院・通院医療費を助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児に対する入院・通院医療費の助成(令和3年度)</li> <li>件数 234,492件</li> <li>扶助費 620,875,375円</li> </ul>	少子化や子どもの貧困が課題となっているなか、子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、引き続き制度の円滑な運営に努めていく。	福祉部	保険年金課	125 下段
6		ファミリーサポートセンター事業費	育児負担の軽減及び仕事と家庭の両立を支援するため、子育てのサポート(一時預かり、児童の習い事送迎等)をしてほしい会員(依頼会員)とサポートできる会員(提供会員)を橋渡しするファミリー・サポート・センター(育児型)を運営する。	ファミリー・サポート・センター(育児型)の運営 会員数 1,009人 (依頼会員899人、提供会員90人、両方会員20人) 活動回数 1,024回	更なる相互援助活動には、提供会員の増加が必要である。今後も引き続き提供会員の確保に向け取組を進めていく。	健康こども部	こども家庭課	128 下段
7		子どもの貧困対策推進事業費	子どもの貧困に対する「学び意欲を育む環境づくり」、「健やかに暮らす基盤づくり」、「安定した暮らしを築く環境づくり」、「暮らしを支える経済的支援とネットワークづくり」を行っている庁内関係部署と関係機関等が連携し、子どもの貧困対策の総合的かつ計画的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困対策に係る庁内連絡会議の開催 3回</li> <li>子どもの貧困に係る地域協議会の開催 1回</li> <li>第2期鳥取市子どもの未来応援計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の多様化、複雑化する中、新型コロナウイルス感染症の拡大が、子どもを取り巻く生活様式に大きな変化をもたらしており、子どもの貧困も多様化している。</li> <li>今後も、支援が必要な子ども等の把握と、適切な支援に繋げるため、関係機関のネットワークを強化していく。</li> </ul>	健康こども部	こども家庭課	129 上段
8		ひとり親家庭自立支援給付金事業費	ひとり親家庭の親に対し、看護師等国家資格取得養成機関在籍中に給付金の支給、または介護職員初任者研修等資格取得講座の受講経費の一部を支給することにより、就職に有利な資格取得を促進し、生活の安定に繋がるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等職業訓練促進給付金の支給 15人</li> <li>自立支援教育訓練給付金の支給 5人</li> </ul>	ひとり親家庭の生活安定には収入増の取組は引き続き必要であり、資格取得等による就労環境の変化や処遇改善はその一助になることから、事業を継続していく。	健康こども部	こども家庭課	130 下段

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

NO	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和3～5年度)	事業の成果 (令和3年度)	今後の課題・方向性	所管部局		関連事業 (決算事業別概要ページ)
						部局名	課名	
9		保育所緊急整備事業費補助金	保育園の収容能力不足の解消や幼保連携の推進を図るため、民間事業者が計画している施設整備に対する助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備補助(改築) 2園</li> <li>施設整備補助(大規模改修) 2園</li> <li>施設整備補助(防犯対策) 1園</li> <li>(補助基準額×補助率3/4)</li> <li>待機児童 4月1日時点 0人</li> <li>10月1日時点 26人</li> </ul>	年度途中に待機児童が発生しているなか、施設整備による定員数の増加は待機児童対策に一定の効果があることから、支援を継続していく。	健康こども部	こども家庭課	132 上段
10		子育て支援短期利用事業費	仕事、疾病、家庭の事情等により一時的に家庭での養育が困難なとき、その間の養育を頼れる支援者のない保護者を支援するため、宿泊を伴うショートステイ事業、平日中の平日日帰りステイ、平日夜間・休日のトワイライトステイ事業による一時預かりを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ 12箇所</li> <li>・平日日帰りステイ 12箇所</li> <li>・トワイライトステイ 12箇所</li> </ul>	保護者の負担軽減を図り、児童福祉の向上に資するため、ショートステイ、日帰りステイ、トワイライトステイを引き続き安定して実施するため、受け入れ施設の増加に努める。	健康こども部	こども家庭相談センター	133 下段
11		病児・病後児保育事業費	病気又はその回復期にある児童を一時的に預かる事業を実施し、保護者の子育てと就労等の両方を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児保育の実施 3施設</li> <li>・病後児保育の実施 3施設</li> </ul>	保護者の子育てと就労の両立に、病児保育施設、病後児保育施設が果たす役割は大きいことから、事業を継続していく。	健康こども部	こども家庭課	132 下段
12		こども家庭支援事業費	児童福祉に関する情報提供を行うとともに、家庭、その他からの相談に応じ、関係機関とも協力をしながら必要な支援を行う。また、児童福祉法に基づく鳥取市要保護児童対策地域協議会を設け、個別支援会議、実務者会議、代表者会議で、関係機関と情報交換や役割分担等の調整を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の相談等への対応</li> <li>・児童虐待防止・支援対策の検討</li> <li>・早期母子支援</li> <li>・鳥取市要保護児童対策地域協議会の開催</li> <li>・児童虐待防止の市民啓発</li> </ul>	児童虐待の防止を図るため、鳥取市要保護児童対策地域協議会の運営や育児相談対応・児童虐待防止についての市民啓発等を継続して実施する。	健康こども部	こども家庭相談センター	134 上段
13		妊娠・出産包括支援事業費	妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援を包括的に行い、安心して妊娠・出産・育児が行える環境を整え、子育てを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子ショートステイ 6箇所</li> <li>・母子デイサービス 4箇所</li> <li>・乳児一時預かり 5箇所</li> </ul>	母体ケア・乳児ケアや育児不安の解消を図り、育児が安定するよう、産後ケア事業(母子ショートステイ、母子デイサービス、乳児一時預かり)を継続して実施する。	健康こども部	こども家庭相談センター	135 上段
14		児童発達支援事業費	発達上の困難を抱える児童の早期発見・早期療育等の適切な相談支援を行うため、専任の発達支援コーディネーターや心理相談員の助言指導により、子どもの成長段階に応じた一貫した支援及びその家族の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的スタッフによる児童発達相談(1,615件)</li> <li>・発達支援保育指導委員会(1回・書面開催)</li> <li>・巡回指導の実施(39園・186人)</li> <li>・こどもの発達支援ネットワーク推進会議の開催(1回開催)</li> <li>・研修会の実施(発達支援に関する関係職員研修会1回・オンライン開催)</li> </ul>	乳幼児期からの発達支援の充実のため、関係機関との連携をより深め、継続した切れ目のない支援を実施する。	健康こども部	こども発達支援センター	137 上段
15		親子通所療育事業費	概ね2～3歳の主に家庭にいる発達上の困難を抱える児童をもつ親に対して、療育的活動を中心とした活動を通して児童への接し方を伝えるとともに、児童に対する発達支援を行い、就園へ移行できるように支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的スタッフ(発達支援コーディネーター、保育士等)による親子通所療育(通称らっこクラス)の実施</li> <li>36回開催・延べ316人参加</li> </ul>	発達支援を必要とされる幼児、保護者からのニーズは高いものと考え、今後もより一層療育の充実を図っていく。	健康こども部	こども発達支援センター	137 下段
16		小集団療育事業費	集団生活の中で発達上の困難を抱える概ね5～6歳の幼児に対し、小集団療育の中で、対人関係やコミュニケーション力を獲得し、集団での行動統制が図れるよう支援を促すとともに、保護者に対する児への接し方を伝える機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的スタッフ(若草学園保育士等)による小集団療育(通称いるかクラス)の実施</li> <li>12回開催・延べ53人参加</li> </ul>	発達支援を必要とされる幼児、保護者からのニーズは高いものと考え、今後もより一層療育の充実を図っていく。	健康こども部	こども発達支援センター	138 上段

【基本施策を推進する実施計画の専務事業】

NO	総合戦略事業	専務事業名	事業の概要 (令和3～5年度)	事業の成果 (令和3年度)	今後の課題・方向性	所管部局		関連事業 (決算事業別概要ページ)
						部局名	課名	
17		インクルーシブ教育システム推進事業費	特別な支援を必要とする可能性のある子どもに対し、小学校入学前から適切な情報提供や就学に関する相談の実施等に取り組み、柔軟できめ細かな対応ができる就学相談員を配置し、早期からの就学相談や支援を行う。	・専門スタッフ(就学相談員等)による就学相談及び教育相談 1,876件 ・就学説明会の開催 保護者への適切な情報提供を行い、小学校への円滑な移行を目指した取り組みを行った。 ・就学前小集団活動(にじのきょうしつ)の実施 18回開催、延べ78人参加	早期からの一貫した支援体制をより充実させるため、福祉と教育が連携し引き続き実施していく。	健康こども部	こども発達支援センター	139 下段
18		母子保健訪問指導事業費	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する不安や相談等に応じたり、情報提供を実施する。	新生児訪問指導の訪問率 97.1%	子育てに関する不安や相談等に応じ、母子が孤立せず安心して子育てができるよう今後も継続して実施する。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	151 上段
19		妊婦健康診査費	妊娠中の異常の早期発見や疾病予防のため、妊婦健康診査費用の一部を助成する。	妊婦健康診査費用の一部助成の実施 ・委託医療機関実施 延べ17,176件 ・償還払い 延べ 211件	健診にかかる費用の経済的負担を軽減し、安心して健診を受けることにより、安全に出産を迎えることができるよう、継続して妊婦健康診査費用の一部助成を実施する。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	151 下段
20		産後健康診査費	産後初期の母子の支援強化と、産後うつ及び新生児虐待の予防を図るため、産後間もない時期の産婦の健康診査費用を助成する。	産後健康診査の実施 ・委託医療機関実施 延べ2,206件 ・償還払い 延べ 46件	産後初期の段階の母子の支援強化し、産後うつ及び新生児虐待の予防を図る。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	152 上段
21		子育て世代包括支援センター運営費	子育て世代包括支援センター「こそたてらす」において、妊娠から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う。	子育て世代包括支援センターの運営 ・全妊婦相談の実施 100% ・妊婦教室(集団・個別)の開催 延べ21回 ・産後サロンの開催 31回	妊婦本人が来所しない場合には、後日電話での相談実施している。妊娠から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行い、孤立を防ぎ安心して子育てできるように継続して支援していく。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	153 上段
22		不妊治療費等支援事業費	不妊治療費は保険適用されないため、特定不妊治療(国県補助事業)、人工授精費(県補助事業)にかかる費用の助成を行う(県東部1市4町)。生殖補助医療(体外受精・顕微授精)は令和4年度から保険適用。一部保険適用外。	不妊治療に要した費用の助成の実施(県東部1市4町) ・特定不妊治療費助成 国制度 627件 県制度 90件 ・人工授精助成 県制度 166件	生殖補助医療(体外受精・顕微授精)は令和4年度から保険適用となったが、一部保険適用外の治療等があることから、新たな県助成制度に加え市追加助成を行うことにより、子どもを望む方への支援を行う。人工授精については助成制度を廃止する。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	153 下段
23		希望をかなえる妊娠・出産支援事業費	一般に高齢での妊娠・出産はさまざまなリスクが高まることから、子どもが欲しいと考える夫婦等が早期に不妊症検査を受け、必要な場合に速やかに治療を開始できるよう、不妊症検査費用の一部を助成をする。	不妊検査に要した費用の助成の実施 ・不妊検査費助成 59件	不妊検査は早期に原因や必要な情報を得ることで継続実施し、子どもを望む方への支援を行う。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	154 上段
24		特定不妊治療助成事業費	経済的負担が原因で子どもを諦めることのないよう、不妊治療費等支援事業費の特定不妊治療(国県補助事業)の対象者(市民)に対して治療費の追加助成を行う。生殖補助医療(体外受精・顕微授精)は令和4年度から保険適用。一部保険適用外。	特定不妊治療に要した費用の追加助成の実施 ・特定不妊治療費助成(市追加助成) 590件	生殖補助医療(体外受精・顕微授精)は令和4年度から保険適用となったが、一部保険適用外の治療等があることから、新たな県助成制度に加え市追加助成を行うことにより、子どもを望む方への支援を行う。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	154 下段
25		一般不妊治療助成事業費	経済的負担が原因で子どもを諦めることのないよう、不妊治療費等支援事業の人工授精費(県補助事業)の対象者(市民)に対して治療費の追加助成を行う。人工授精は令和4年度から保険適用となったため廃止。	人工授精に要した費用の追加助成の実施 ・人工授精助成(市追加助成) 131件	人工授精は令和4年度から保険適用となったため、県助成制度廃止に伴い、市追加助成制度も廃止する。	健康こども部鳥取市保健所	健康・子育て推進課	155 上段

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

NO	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和3～5年度)	事業の成果 (令和3年度)	今後の課題・方向性	所管部局		関連事業 (決算事業別概要ページ)
						部局名	課名	
26		健やかな妊娠・出産のための応援事業費	不妊専門相談センター（県立中央病院に設置）を県と共同で運営することで、不妊や不育症の悩みを相談できる体制を確保し、健康の保持・増進につなげる。	鳥取県東部不妊専門相談センター（はぐてらす）の運営 ・延べ相談件数 617件	晩婚化等の要因から不妊治療を行う方は増加しており、専門的な知識で対応できる不妊専門相談センターは必要な場所となっている。継続して不妊専門相談センターを運営していく。	健康こども部 鳥取市保健所	健康・子育て推進課	156 上段
27		不育治療助成事業費	不育治療の経済的な負担を軽減するため、保険適用とならない不育症の検査・治療費の一部を助成する。	不育症の検査及び治療に要した費用の助成の実施 ・国制度助成件数 2件 ・市制度助成件数 4件	不育症検査のうち、国助成制度の対象であった絨毛染色体検査は令和4年度から保険適用となった。保険適用外の不育症検査及び治療については、本市独自の助成制度で支援を行う。	健康こども部 鳥取市保健所	健康・子育て推進課	155 下段
28		働き方改革推進事業費	地元企業の生産性の向上や人材確保につなげるため、働き方・キャリア支援員1名を配置し、企業訪問等により、企業の実態と課題の掘り起こしを行うとともに、関係機関との連携や支援制度に関する情報提供を実施。働き方改革推進セミナーの開催により、働き方改革関連法に関する制度周知やリモートワークなどの新たなワークスタイルの活用と職場環境整備を促進。	・働き方改革推進セミナーの開催 鳥取労働局が鳥取県社会保険労務士会に運営を委託している「働き方改革サポートオフィス鳥取」と共催でセミナーを2回開催（7/20：10人、11/24：6人）。 ・働き方・キャリア支援員による企業訪問 支援員が市内企業43社を訪問。企業の実態と課題を把握し、支援制度に関する情報提供を実施。	業種や規模により、「働き方改革」に対する課題が異なるため、今後も地元企業の実態と課題の把握に努め、支援制度の活用などの確な支援を行っていく必要がある。	経済観光部	経済・雇用戦略課	167 上段
29		放課後児童対策事業費	児童の健全育成を図るため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、遊びおよび生活の支援を行う。	放課後児童クラブの運営 ・既設 71クラブ（前年度からの継続分） ・新規設置 3クラブ（分割） 計74クラブ	児童数が増加している学区の児童クラブでは入級希望児童数が増加傾向にあるため、引き続き新規開設や既存クラブの分割・拡充を行う。	教育委員会	学校教育課	260 上段
30		放課後子ども教室推進事業費	放課後や週末等において、全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期・継続的に提供する。	放課後子ども教室の運営 ・4教室	児童クラブが開設できない小学校区で、地域の実情に応じて子ども教室の開設を支援する。	教育委員会	学校教育課	269 下段